

公益財団法人 日本体育協会 加盟団体規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）定款第10条第1項により、加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 本会定款（以下「定款」という。）第6条による加盟団体は、次の各号に掲げる団体の種類の区分に応じ、当該各号に掲げる団体とする。

- (1) 定款第6条第1号に定める団体（以下「加盟競技団体」という。）
別表1に掲げる団体
- (2) 定款第6条第2号に定める団体（以下「加盟都道府県体協等」という。）
別表2に掲げる団体
- (3) 定款第6条第3号に定める団体（以下「加盟関係スポーツ団体」という。）
別表3に掲げる団体

(準加盟団体)

第3条 本会は、前条に定めるもののほか、国内におけるスポーツ団体を準加盟団体とすることができる。このことに関する必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

2. 準加盟団体は、定款中加盟団体に係る規定に準拠するものとする。
3. 準加盟団体は、別表4に掲げる団体とする。

(加盟団体及び準加盟団体の使命)

第4条 本会加盟団体及び準加盟団体（以下「加盟・準加盟団体」という。）は、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 「スポーツ宣言日本」（平成23年7月15日採択）に提起するスポーツの使命の達成に努めること。
- (2) スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。
- (3) スポーツ団体としての組織運営の透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図ること。

(地域区分)

第5条 加盟都道府県体協等の地域区分は、次のとおりとする。

地域名	都道府県名区分
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第2章 組織

(加盟競技団体の組織)

第6条 加盟競技団体は、国内におけるスポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体として適当なる組織を有し、所属する国際競技連盟のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

(加盟都道府県体協等の組織)

第7条 加盟都道府県体協等は、各都道府県におけるスポーツを総合的に統轄する都道府県体育協会等として適当なる組織を有しなければならない。

2. 前項の団体名及びその役職名には、当該の都道府県名を冠しなければならない。

(加盟関係スポーツ団体の組織)

第8条 加盟関係スポーツ団体は、スポーツに関する事業を行う統轄団体として適当なる組織を有しなければならない。

第3章 権限

(評議員及び理事候補者の推薦)

第9条 加盟団体は、評議員会に対し、各団体1名の評議員候補者を推薦することができる。

2. 加盟団体は、評議員会に対し、理事候補者を推薦することができる。

(加盟団体会長会議その他)

第10条 本会会長は、必要と認めた場合、加盟団体会長会議、加盟競技団体会長会議又は加盟都道府県体協等会長会議を招集する。

2. 本会会長は、必要と認めた場合には、事務連絡の会議を招集する。

(地域連合会)

第11条 加盟都道府県体協等は、第5条の地域区分を単位とする連合会を結成することができる。地域連合会を結成する場合には、規約及び役員名簿を本会会長に届け出なければならない。

第4章 義務

(遵守すべき事項)

第12条 加盟・準加盟団体は、関係法令及び加盟・準加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守するとともに、本規程第4条に定める使命を果たすよう努めなければならない。

2. 加盟・準加盟団体は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。

3. 加盟・準加盟団体は、ドーピング防止に積極的に取り組まなければならない。

4. 加盟・準加盟団体は、スポーツに関する紛争について、公平で透明性のある手続によって解決するものとし、解決に向けて適切に対応しなければならない。

(報告及び届出義務)

第13条 加盟・準加盟団体は、毎年事業年度開始1ヵ月前から開始後1ヵ月の間に、当該年度の事業計画書及び収支予算書を、次の書類を添えて本会に届け出なければならない。

(1) 役員名簿、評議員(社員等)名簿

(2) 執行機関、議決機関の議事録

(3) 特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による法人格取得団体は、法人登記簿謄本及び代表者の印鑑証明書

第14条 加盟・準加盟団体は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、当該年度の事業報告書を、次の書類を添えて本会に届け出なければならない。

(1) 財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書)

- (2) 附属明細書及び財産目録
- (3) 会計区分ごとの収支計算書
- (4) 執行機関、議決機関の議事録
- (5) 当該団体の監事の監査報告書（公認会計士による監査を実施している場合は、併せて同監査報告書）
- (6) その他本会が必要と判断した資料

第15条 加盟・準加盟団体は、当該団体の役員、定款その他既に本会に提出してある書類に変更があった場合には、直ちに書面をもって本会に届け出なければならない。

- 2. 加盟・準加盟団体は、各団体の運営、事業又は活動に関する本会からの問合せに対し、適切に対応しなければならない。

(分担金)

第16条 加盟団体は、定款第8条に規定する年次分担金を、毎年5月末日までに納入しなければならない。準加盟団体についても同様とする。

- 2. 前項の分担金の金額は、加盟団体40万円、準加盟団体20万円とし、法人会計にて計上する。ただし、加盟関係スポーツ団体については、徴しないものとする。

第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第17条 定款第7条により新たに本会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本会会長に提出し、理事会が別に定める加盟申請審査要項に基づき、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）
- (2) 規約及び加盟競技団体の場合にはその競技者規程等
- (3) 所属団体及び支部組織一覧表
- (4) 役員表
- (5) 前年度事業概況書、当該年度事業予定表及び当該年度予算書
- (6) その他本会が必要と判断した資料

- 2. 加盟又は準加盟の承認を得た団体は、直ちに前条第2項に規定する分担金を納付しなければならない。

(脱退)

第18条 定款第9条第1項により加盟団体が脱退しようとする場合又は準加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会及び評議員会

の承認を受けなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

第6章 処分及び不服申立

(処 分)

第19条 加盟・準加盟団体が第6条、第7条若しくは第8条に定める組織を有しないこととなったとき、第12条から第16条に定める義務を怠る等組織の管理運営に適正を欠いたとき、又は本会の加盟・準加盟団体として不相当と認められるときは、次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2. 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の議を経て別に定める。

(不服申立)

第20条 本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

第7章 その他

(分担金等の精算)

第21条 加盟・準加盟団体が第18条により脱退し、又は第19条第1項第4号により退会した場合、既に納付した分担金等は、理由の如何を問わず返還しない。

また、脱退又は退会前に支払の義務が生じた分担金等は、直ちに納付しなければならない。

附則1

1. 本規程は、昭和35年10月19日から施行する。
2. 本規程の実施とともに、財団法人日本体育協会加盟団体規程（昭和23年3月24日制定）及び財団法人日本体育協会支部規程（昭和23年4月28日制定）を廃止する。

附則2

1. この規則は、昭和46年2月27日から施行する。

附則 3

1. この規則は、昭和 47 年 9 月 27 日から施行する。

附則 4

1. この規則は、昭和 49 年 11 月 27 日から施行する。

附則 5

1. この規則は、平成 2 年 6 月 27 日から施行する。

附則 6

1. この規則は、平成 2 年 8 月 31 日から施行する。

附則 7

1. この規則は、平成 3 年 3 月 12 日から施行する。

附則 8

1. この規則は、平成 3 年 3 月 28 日から施行する。

附則 9

1. この規則は、平成 4 年 3 月 24 日から施行する。

附則 10

1. この規則は、平成 4 年 6 月 30 日から施行する。

附則 11

1. この規則は、平成 5 年 3 月 23 日から施行する。

附則 12

1. この規則は、平成 6 年 3 月 29 日から施行する。

附則 13

1. この規則は、平成 6 年 6 月 21 日から施行する。

附則 14

1. この規則は、平成 7 年 3 月 14 日から施行する。

附則 15

1. この規則は、平成 7 年 6 月 20 日から施行する。

附則 16

1. この規則は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

附則 17

1. この規則は、平成 10 年 3 月 24 日から施行する。

附則 18

1. この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則 19

1. この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則 20

1. この規則は、平成 11 年 6 月 22 日から施行する。

附則 21

1. この規則は、平成 11 年 7 月 22 日から施行する。

附則 22

1. この規則は、平成 12 年 6 月 16 日から施行する。

附則 23

1. この規則は、平成 12 年 6 月 27 日から施行する。

附則 24

1. この規則は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。

附則 25

1. この規則は、平成 13 年 6 月 26 日から施行する。

附則 26

1. この規則は、平成 14 年 9 月 5 日から施行する。

附則 27

1. この規則は、平成 15 年 6 月 24 日から施行する。

附則 28

1. この規則は、平成 16 年 3 月 23 日から施行する。

附則 29

1. この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 30

1. この規則は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

附則 31

1. この規則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

2. 特例民法法人には、第 11 条第 3 号の規定を準用する。この場合において、規定中の「特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による法人格取得団体」とあるのは「特例民法法人」と読み替えるものとする。

附則 32

1. この規則は、平成 23 年 6 月 20 日から施行する。

附則 33

1. この規則は、平成 23 年 10 月 31 日から施行する。

附則 34

1. この規則は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

附則 35

1. この規則は、平成 25 年 3 月 27 日から施行する。

附則 36

1. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 37

1. この規程は、平成 26 年 6 月 25 日から施行する。

附則 38

1. この規程は、平成 27 年 6 月 24 日から施行する。

附則 39

1. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 40

1. この規程は、平成 28 年 6 月 24 日から施行する。

附則 41

1. この規程は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附則 42

1. この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

別表1 定款第6条第1号に定める団体

1	公益財団法人日本陸上競技連盟	31	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会
2	公益財団法人日本水泳連盟	32	公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
3	公益財団法人日本サッカー協会	33	公益社団法人日本カヌー連盟
4	公益財団法人全日本スキー連盟	34	公益社団法人全日本アーチェリー連盟
5	公益財団法人日本テニス協会	35	公益財団法人全日本空手道連盟
6	公益社団法人日本ボート協会	36	公益財団法人日本アイスホッケー連盟
7	公益社団法人日本ホッケー協会	37	公益社団法人全日本銃剣道連盟
8	一般社団法人日本ボクシング連盟	38	一般社団法人日本クレール射撃協会
9	公益財団法人日本バレーボール協会	39	公益財団法人全日本なぎなた連盟
10	公益財団法人日本体操協会	40	公益財団法人全日本ボウリング協会
11	公益財団法人日本バスケットボール協会	41	一般社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟
12	公益財団法人日本スケート連盟	42	公益財団法人日本野球連盟
13	公益財団法人日本レスリング協会	43	公益社団法人日本綱引連盟
14	公益財団法人日本セーリング連盟	44	一般財団法人少林寺拳法連盟
15	公益社団法人日本ウエイトリフティング協会	45	公益財団法人日本ゲートボール連合
16	公益財団法人日本ハンドボール協会	46	公益社団法人日本武術太極拳連盟
17	公益財団法人日本自転車競技連盟	47	公益財団法人日本ゴルフ協会
18	公益財団法人日本ソフトテニス連盟	48	公益社団法人日本カーリング協会
19	公益財団法人日本卓球協会	49	公益社団法人日本パワーリフティング協会
20	公益財団法人全日本軟式野球連盟	50	公益社団法人日本オリエンテーリング協会
21	公益財団法人日本相撲連盟	51	公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会
22	公益社団法人日本馬術連盟	52	公益社団法人日本トライアスロン連合
23	公益社団法人日本フェンシング協会	53	一般財団法人日本バウンドテニス協会
24	公益財団法人全日本柔道連盟	54	公益社団法人日本エアロビック連盟
25	公益財団法人日本ソフトボール協会	55	一般社団法人日本バイアスロン連盟
26	公益財団法人日本バドミントン協会	56	公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会
27	公益財団法人全日本弓道連盟	57	一般財団法人日本ドッジボール協会
28	公益社団法人日本ライフル射撃協会	58	公益社団法人日本チアリーディング協会
29	一般財団法人全日本剣道連盟	59	公益社団法人日本ペタンク・ブル連盟
30	公益社団法人日本近代五種協会		

別表2 定款第6条第2号に定める団体

1	公益財団法人北海道体育協会	25	公益財団法人滋賀県体育協会
2	公益財団法人青森県体育協会	26	公益財団法人京都府体育協会
3	公益財団法人岩手県体育協会	27	公益財団法人大阪体育協会
4	公益財団法人宮城県体育協会	28	公益財団法人兵庫県体育協会
5	公益財団法人秋田県体育協会	29	公益財団法人奈良県体育協会
6	公益財団法人山形県体育協会	30	公益社団法人和歌山県体育協会
7	公益財団法人福島県体育協会	31	公益財団法人鳥取県体育協会
8	公益財団法人茨城県体育協会	32	公益財団法人島根県体育協会
9	公益財団法人栃木県体育協会	33	公益財団法人岡山県体育協会
10	公益財団法人群馬県スポーツ協会	34	公益財団法人広島県体育協会
11	公益財団法人埼玉県体育協会	35	公益財団法人山口県体育協会
12	公益財団法人千葉県体育協会	36	公益財団法人香川県体育協会
13	公益財団法人東京都体育協会	37	公益財団法人徳島県体育協会
14	公益財団法人神奈川県体育協会	38	公益財団法人愛媛県体育協会
15	公益財団法人山梨県体育協会	39	公益財団法人高知県体育協会
16	公益財団法人新潟県体育協会	40	公益財団法人福岡県体育協会
17	公益財団法人長野県体育協会	41	公益財団法人佐賀県体育協会
18	公益財団法人富山県体育協会	42	公益財団法人長崎県体育協会
19	公益財団法人石川県体育協会	43	公益財団法人熊本県体育協会
20	公益財団法人福井県体育協会	44	公益財団法人大分県体育協会
21	公益財団法人静岡県体育協会	45	公益財団法人宮崎県体育協会
22	公益財団法人愛知県体育協会	46	公益財団法人鹿児島県体育協会
23	公益財団法人三重県体育協会	47	公益財団法人沖縄県体育協会
24	公益財団法人岐阜県体育協会		

別表3 定款第6条第3号に定める団体

1	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
2	公益財団法人日本中学校体育連盟
3	特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会
4	公益社団法人日本女子体育連盟
5	公益財団法人全国高等学校体育連盟
6	公益財団法人日本体育施設協会
7	一般社団法人日本トップリーグ連携機構

別表4 準加盟団体

1	特定非営利活動法人日本ローラースポーツ連盟
2	公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
3	公益社団法人日本アメリカンフットボール協会
4	一般社団法人日本フライングディスク協会